

社会福祉法人横須賀市社会事業協会役員等の報酬と費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人横須賀市社会事業協会（以下「法人」という。）定款第8条第3項及び第21条第3項の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員及び評議員選任・解任委員（法人職員の職にある理事等を除く。以下「役員等」という。以下同じ。）の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準については、別に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(報 酬)

第2条 役員等に対しての報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、職務を遂行するため会議等に参加したときは、費用弁償として、一回の出席につき10,000円を支給することができる。

2 会長に法人職員以外の外部の者が就任した場合、会長の専決事項等の職務を果たすため出勤した際には、その出勤一回につき3,000円を支給することができる。

3 役員等が公務のため市外に出張するときは、費用弁償として役員旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

(支 給)

第4条 役員等への費用弁償は、会議等開催の当日に支給する。

(委 任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年の定時評議員会において決議された日から施行する。